

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 北九州都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 3741
- 北九州都市計画高度地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 3742

北九州市公告第 9 6 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	葛原東三丁目の一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課

- 4 縦覧期間

平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日から同年 1 2 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 2 6 年 1 2 月 1 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年11月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

高度地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	葛原東三丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年11月17日から同年12月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成26年12月1日までに到着するように提出すること。